

佐倉市さくらんぼ園 従来の管理運営の状況

1 従来の管理運営に要した人員

人数	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
常勤職員	8	7	8									
非常勤職員	11	12	8									
嘱託	6	6	7									
具体的な業務分担												
種別 (常勤・非常勤の別)	勤務形態	人数	従事内容									
管理員(常勤)	8:30~17:30	1	さくらんぼ園管理者									
児童発達支援管理責任者(常勤)	8:30~17:30	1	契約・個別支援計画等作成									
児童指導員(常勤)	8:30~17:30	1	活動プログラムの計画・実践									
保育士(常勤)	8:30~17:30	4	活動プログラムの計画・実践									
保育士(非常勤)	9:00~16:00	6	活動プログラムの計画・実践									
社会福祉士(非常勤)	9:00~16:00	1	活動プログラムの計画・実践									
保育補佐員(非常勤)	9:00~16:00	2	活動プログラムの計画・実践									
事務員(常勤)	8:30~17:30	1	現金出納・実績関係等事務									
理学療法士(嘱託)	9:00~17:00	1	姿勢・運動面の支援									
音楽療法士(嘱託)	9:00~17:00	1	音楽を用い総合的な発達を促す									
言語聴覚士(嘱託)	9:00~17:00	1	言語検査・発達指導									
臨床発達心理士(嘱託)	13:00~16:00	1	発達検査									
小児神経科医師(嘱託)	13:00~16:00	1	診察									
小児歯科医師(嘱託)	12:30~14:00	1	口腔指導・歯磨き指導									
学習指導員(嘱託)	15:30~17:30	1	学習指導									
※その他、相談員(常勤) 2名 (他事業所との兼務)												
業務従事者に求められる知識・経験等												
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特性を理解し、柔軟に対応できる人材 ・個々のニーズに応じた指導及び訓練を実現できる人材 ・生命の安全と救急救命の基礎知識を持ち、非常時には迅速に対応できる人材 												
業務の繁閑の状況とその対応												
幼稚園や保育園への就園を考え始める時期、就学を迎える時期は、療育への不安を感じる保護者の気持ちを受けとめ、子どもにとってより良い選択ができるようなアドバイスができるように心がけている。												
人員配置状況												
業務/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
管理者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【資料 1】従来 of 管理運営 of 状況

児童発達支援管理 責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
児童指導員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保育士	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
社会福祉士	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
保育補佐員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事務員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
専門職	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

2 施設及び設備の状況

設備一覧（設備の設置年度、改修歴、メンテナンスの予定時期等）	
→別紙 4 「設備・備品一覧」参照	
今後の改修工事の計画（場所・内容）	（改修時期）
なし	
修繕予定のある箇所	（修繕予定時期等）
なし	
その他施設の不具合箇所	（備考）
ボイラー・貯水槽の改修	
バスヤード丸ポール屋根塗装工事	
保育室高窓の改修	
保育室等の照明設備	
子ども用トイレの改修	

3 従来の管理運営における目標達成の程度

利用実績		
→資料 2 「利用実績（令和元年度～令和 3 年度）」参照		
運営における目標と実績		
年度	目標	実績
元	<ul style="list-style-type: none"> 適正な管理運営に努める 日常生活指導と心身の発達を目指した支援に努める。 	適正な管理運営を行った。延べ利用者数は例年と同様に 6,000 人弱。契約者も 150 人を超えている。個々の発達に即した支援を実践した。
2	<ul style="list-style-type: none"> 適正な管理運営に努める 日常生活指導と心身の発達を目指した支援に努める。 	適正な管理運営を行った。年度当初、緊急事態宣言に伴い登園を自粛される方が多くあり、利用者数が少なかったが、1 年総計ではほぼ例年通りの延べ利用者数があった。個々の発達に即した支援を実践した。
3	<ul style="list-style-type: none"> 適正な管理運営に努める 日常生活指導と心身の発達を目指した支援に努める。 	適正な管理運営を行った。延べ利用者数は前年度の 15% 増。また、佐倉市利用者において、初めて居宅訪問型児童発達支援の相談があり、1 名の児童に対し、サービスの提供を開始した。感染予防に努めながら療育を継続し、個々の発達・ケースに即した支援を実践した。
運営上の課題		
公園で遊ぶことが出来ない雨天時、新型コロナウイルスの影響の人数制限により、南部児童センターの部屋が使えないことが多く、現在の保育室のみでは、手狭になっている。		

【資料 1】 従来の管理運営の状況

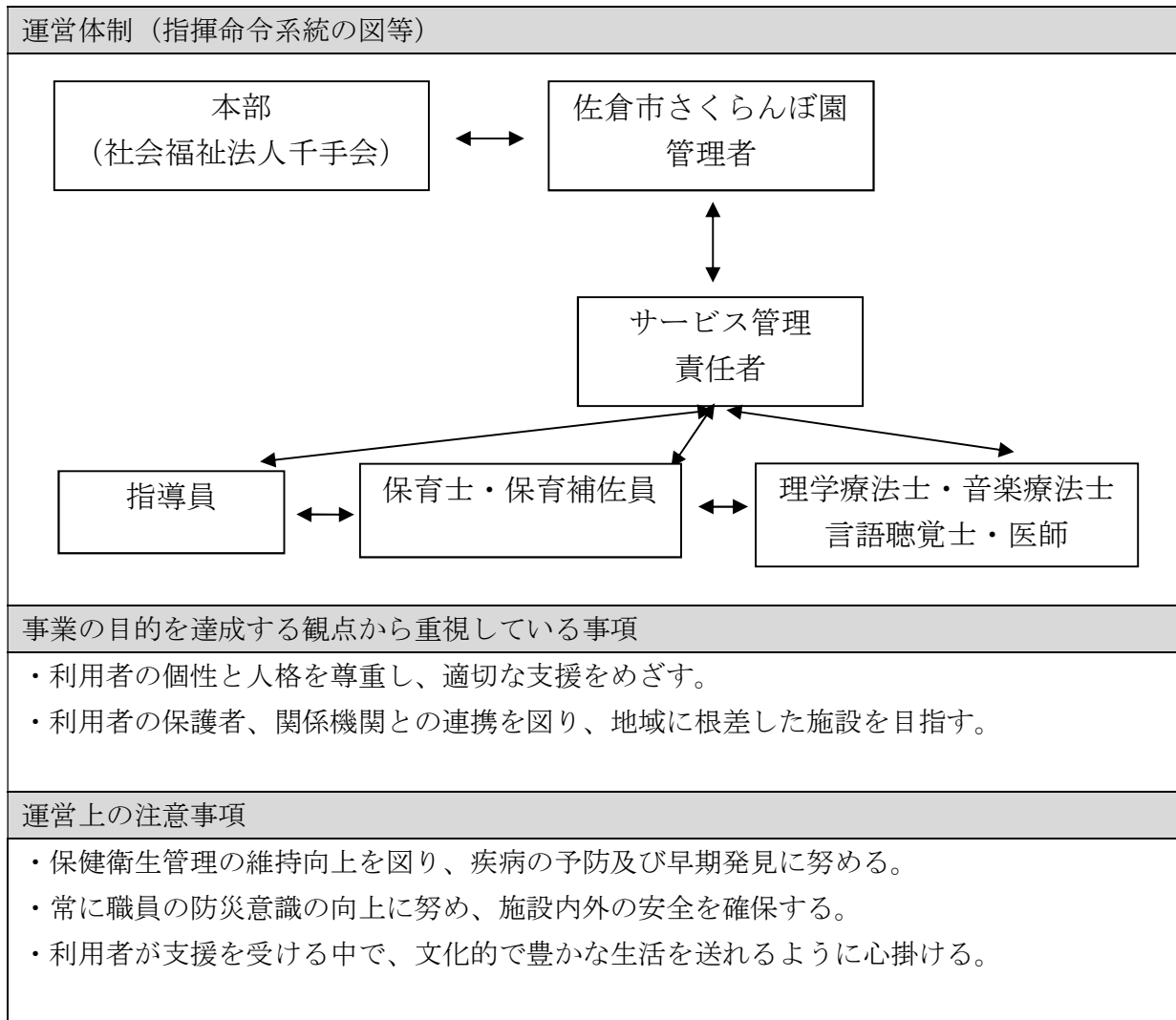
子どもの療育のみならず、保護者支援も重要であるため、職員のスキルアップは不可欠。できるだけ研修に参加する機会を設けたい。

利用者からの要望事項等

トイレ・公園等の老朽化が気になるため改修をお願いしたいと要望がある。

4 従来の管理運営方法等

事業概要			
福祉型児童発達支援センター 児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練をおこなう。			
施設利用対象者			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項の規定による障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた保護者及びその児童とする。 ・ 指定管理者が特に認めた者 			
年間事業・行事等			
時期	内容	時期	内容
8 月	ファミリーレクリエーション	12 月	クリスマス会
3 月	就学を祝う会		
開所（館）日・開所（館）時間			
開所日は原則として、月曜日から金曜日までとし、月 22 日間（年間 264 日）とする。（土曜日の開園については、年間計画にて提示する）ただし、国民の祝日、1 月 1 日から 1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの期間を除く 開所時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。			
契約一覧（内容）		契約期間	契約金額
税理士業務委託		4 月 1 日～3 月 31 日	493,400 円
一般廃棄物処理業務委託		4 月 1 日～3 月 31 日	45 円/ 1 kg
自動扉保守委託		4 月 1 日～3 月 31 日	38,280 円
施設機器保守委託		4 月 1 日～3 月 31 日	257,400 円
協力医契約（2 件）		4 月 1 日～3 月 31 日	100,000 円
診療嘱託契約（2 件）		4 月 1 日～3 月 31 日	1,130,000 円
コピー機保守契約		60 ヶ月	24,240 円



5 従来の管理運営に要した経費

従来の管理運営に要した経費
→資料 3 「収支決算書（令和元年度～令和 3 年度）」参照

6 政策的な位置づけ等に関する事項

設置目的
在宅心身障害児の育成を助長し、もって福祉の向上を図る。
設置目的の背景となった行政課題
障害のある子どもの育成において、障害の早期発見・早期療育の実施は、将来における障害の軽減及び基本的な生活能力の向上を図り、自立と社会参加を促すものであると考えられており、地域において障害児やその家族への相談・支援を行う中心的な療育機関の整備を行うことが課題となっていた。
施設のミッション、目標とする状態
在宅の支援の必要な児童に対し指導及び訓練を行うことにより、社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図る。
関連計画、関係法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐倉市総合計画、佐倉市地域福祉計画 ・ 佐倉市障害者計画、佐倉市障害福祉計画 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法
設置当初と現在との社会状況の変化
<p>設立当初は、障害者自立支援法に規定された指定児童デイサービス事業所として運営を開始した。その後、平成 24 年よりは児童福祉法に規定された児童発達支援センターとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援のサービスの提供している。</p> <p>根拠法令の変化により、障害受容を前提する利用者との利用契約が必要となった。</p>
管理運営に関する諮問機関等
なし